平成24年介護保険法改正・報酬改定に伴う影響調査について

1 調査の目的

東京都高齢者保健福祉施策推進委員会における検討の参考とするため、下記の事項に関する 状況を把握 (平成24年10月1日時点)

次期高齢者保健福祉計画改定に向けた平成25年度実施予定の調査に反映するほか、必要に 応じて国への提案を実施

介護保険制度改正に伴う報酬改定のポイント

(1)地域区分の見直し【都の要望を反映】

大都市の実態に即した介護報酬とするため、報酬の地域割りを5区分から7区分にする とともに、適用地域、上乗せ割合についても見直し

(2)新たな介護保険サービスの創設

地域包括ケアシステム実現のために、以下のサービスを創設

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(日中夜間を通じ訪問介護と訪問看護とを一体的に提供)

複合型サービス(訪問・通い・泊まりの小規模多機能居宅介護と訪問看護とを1つの事業所から提供)

(3)サービス提供(利用)時間区分の変更

訪問介護について、複数回の短時間訪問により中重度者を支援するため、時間区分を見直し

通所介護について、家族介護者を支援するため、時間区分を見直し

(4)介護老人保健施設の在宅復帰支援機能の強化

在宅復帰支援型の施設として機能を強化するため、在宅復帰率やベッド回転率を評価

2 調査概要

(1)調査対象・回収率等

区分		調査対象 事業所・施設数	回答数	回収率
介護サービス事業所・施設		7,711	4,377	56.8%
居宅介護支援		2,864	1,699	59.3%
訪問介護		2,547	1,273	50.0%
通所介護		2,090	1,235	59.1%
定期巡回・随時対応型訪問	介護看護	18	13	72.2%
夜間対応型訪問介護		32	28	87.5%
介護老人保健施設		160	129	80.6%
介護保険の保険者(区市町村)		62	62	100.0%

(2)調査方法

事業所・施設に調査票を郵送するとともに、調査票をホームページに掲載。調査票は、FAX又は電子メールにより回収

保険者は、電子メールにより回収

(3)調査期間

平成24年11月19日(月)から同年12月7日(金)まで 保険者は、平成24年11月14日(水)から同年12月5日(水)まで

1 居宅介護支援 (回答事業所数:1,699事業所)

(1/2)

(1) 居宅介護支援事業所の利用者数

回答事業所数(n)=1,681

今車米にの利田老粉

	王争業所の利用有数
要介護	117,878 人
要支援	17,229 人

(2) 今回の改正・改定を理由としてケアプランの見直しを行った利用者の割合 (当該事業所における利用者全体を10とした場合の各項目の割合(事業者による回答))

回答事業所数(n)=1,495

	~ 2割以下	~ 4割以下	~ 6割以下	~ 8割以下	~ 10割	計
サービスの利用中止や新たなサービスの利用を開始 するなど大幅な見直しを行った利用者の割合	1,378	77	24	10	6	1,495
利用するサービスに変更はないが、利用時間や回数 の変更など軽微な見直しを行った利用者の割合	377	249	262	342	265	1,495
特に見直しは行っていない	632	212	210	252	189	1,495

(3) 今回の改正・改定に対する事業者としての評価

	回答事業所数(n)=1,666	<u> </u>
評価できる(良くなった)	36	2.2%
<u>良くなった面もあるが悪くなった面もある</u>	<u>1,100</u>	<u>66.0%</u>
特に影響はない	191	11.5%
評価できない(悪くなった)	354	21.2%

(4) 介護報酬改定前と今回の介護報酬改定後の収支の状況

	回答事業所数	(n)=1,671	ntt
収益が増えた		210	12.6%
増収と減収が相殺され、大きな影響はなかった		265	15.9%
<u>報酬改定の影響はあまりなかった</u>		<u>1,009</u>	<u>60.4%</u>
収益が減った		189	11.3%

(5) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)(複数回答)

回答事業所数	₹(n)=1,682	ntt
居宅介護支援及び介護予防支援事業を拡大したい	615	36.6%
	<u>1,127</u>	<u>67.0%</u>
居宅介護支援及び介護予防支援事業は縮小していく	107	6.4%
その他の介護保険サービスに参入したい	106	6.3%

(6) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

	₹(n)=1,667	ntt
新サービスの創設や時間区分の変更などにより、これまでよりも利用者に 適切なケアプランを作成できるようになった	146	8.8%
<u>改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	<u>1,340</u>	<u>80.4%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>1,377</u>	<u>82.6%</u>
<u> 細かな変更が多く、現場の対応が大変</u>	<u>1,308</u>	<u>78.5%</u>

1 居宅介護支援 (回答事業所数:1,699事業所)

(2/2)

(7) 今回の改正・改定について、事業者が把握している利用者及び家族の評価

事業者に対し、今回の改正・改定に対する利用者及び家族の評価を尋ねたところ、「評価できる」とする意見として、「適切なサービスの組み合わせ等により、ケアプランが以前より良くなった」、「良くなった面もあるが悪くなった面もある」とする意見として、「改正時には戸惑っていたが、すぐに慣れた」、「評価できない」とする意見として、「改正や料金の変更があると混乱してしまう」「利用料が増え、経済的負担が重くなった」など、様々な意見があった。

2 訪問介護 (回答事業所数:1,273事業所)

(1/2)

(1) 訪問介護事業所を利用する利用者数(1事業所当たり平均)

平成23年10月(昨年)				
身体介護のみの利用者数	16.3	人		
身体介護と生活援助の利用者数	<u>18.3</u>	人		
生活援助のみの利用者数	14.4	人		
通院乗降介助のみの利用者数	14.2	人		

平成24年10月(現在)				
身体介護のみの利用者数	16.6	人		
身体介護と生活援助の利用者数	<u>18.3</u>	人		
生活援助のみの利用者数	14.7	人		
通院乗降介助のみの利用者数	13.2	人		

(2) 今回の改正・改定による1ヶ月当たりのサービス提供時間の増減状況 (当該事業所における利用者全体を10とした場合の各項目の割合(事業者による回答))

回答事業所数(n)=1,093

	~ 2割以下	~ 4割以下	~ 6割以下	~ 8割以下	~ 10割	計
1 ヶ月当たりのサービス提供時間が増えた利用者の割合	1,024	54	9	3	3	1,093
時間・回数は見直したが、1ヶ月当たりのサービス提供 時間は、ほぼ変わらなかった利用者の割合	473	238	140	120	122	1,093
時間・回数とも、ほぼ変わらない利用者の割合(見直し しなかった又は必要がなかった利用者数)	522	233	134	106	98	1,093
1ヶ月当たりのサービス提供時間が減った利用者の割合	692	192	124	58	27	1,093

(3) 今回の改正・改定に対する事業者としての評価

	回答事業所数(n)=1,263	ntt
評価できる(良くなった)	31	2.5%
<u>良くなった面もあるが悪くなった面もある</u>	744	<u>58.9%</u>
特に影響はない	143	11.3%
評価できない(悪くなった)	348	27.6%

(4) 介護報酬改定前と今回の改定後の収支状況

	回答事業所数(n)=1,26	0 ntt
収益が増えた	108	8.6%
増収と減収が相殺され、大きな影響はなかった	350	3 28.3%
報酬改定の影響はあまりなかった	34	5 27.4%
収益 <u>が減った</u>	463	36.7%

(5) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)(複数回答)

回答事業所数	ጷ(n)=1,251	ntt
訪問介護事業を拡大したい	590	47.2%
<u>現状維持</u>	<u>717</u>	<u>57.3%</u>
訪問介護事業は縮小していく	75	6.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護に参入したい	99	7.9%
その他の介護保険サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)に 参入したい	103	8.2%

2 訪問介護 (回答事業所数:1,273事業所)

(2/2)

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護への参入を想定した場合の課題と思われる項目 (複数回答)

回答事業所数	$\chi(n) = 1,062$	ntt
管理者の確保	435	41.0%
<u>看護師の確保</u>	<u>753</u>	<u>70.9%</u>
<u>オペレーターの確保</u>	<u>695</u>	<u>65.4%</u>
	<u>931</u>	<u>87.7%</u>
連携先となる訪問看護事業所の確保	<u>587</u>	<u>55.3%</u>
利用者の確保	516	48.6%
事業所の確保	248	23.4%
開設資金の確保	418	39.4%

(7) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

回答事業所数	ጷ(n)=1,217	ntt
時間区分の変更などにより、これまでよりも利用者に適切な訪問介護計画が 作成できるようになった	87	7.1%
<u>改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	<u>911</u>	<u>74.9%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>973</u>	<u>80.0%</u>
<u> 細かな変更が多く、現場の対応が大変</u>	<u>896</u>	<u>73.6%</u>
人材確保が以前より困難になった	475	39.0%

(8) 今回の改正・改定について、事業者が把握している利用者及び家族の評価

事業者に対し、今回の改正・改定に対する利用者及び家族の評価を尋ねたところ、「評価できる」とする意見として、「利用者の身体・生活管理に好影響」、「評価できない」とする意見として、「仕組みが複雑で理解することが難しい」「1回当たりの訪問時間が短くなり、家族の負担が増えた」、その他の意見として、「訪問時間が短くなったが、問題は生じていないように思える」など、様々な意見があった。

3 通所介護 (回答事業所数:1,235事業所)

(1/2)

(1) サービス提供時間別の利用者数(1事業所当たり平均)

平成23年10月	(昨年)	
3~4時間未満	27.4 人	
4~6時間未満	15.1 人	
6~8時間未満	52.6 人	
8~9時間未満(1h延長)	5.6 人	(再掲)
9~10時間未満(2h延長)	6.6 人	(再掲)

平成24年10月	(現在)	
3 ~ 5 時間未満	22.0 人	
5 ~ 7 時間未満	28.6 人	
7~9時間未満	41.6 人	
9~10時間未満(1h延長)	4.0 人	(再掲)
10~11時間未満(2h延長)	2.3 人	(再掲)
11~12時間未満(3h延長)	8.6 人	(再掲)

(2) 今回の改正・改定による1ヶ月当たりのサービス提供時間の増減状況 (当該事業所における利用者全体を10とした場合の各項目の割合(事業者による回答))

回答事業所数(n)=996

	~ 2割以下	~ 4割以下	~ 6割以下	~8割以下	~ 10割	計
1ヶ月当たりのサービス提供時間が増えた利用者の割合	631	46	57	123	139	996
時間・回数は見直したが、1ヶ月当たりのサービス提供 時間は、ほぼ変わらなかった利用者の割合	898	40	31	23	4	996
時間・回数とも、ほぼ変わらない利用者の割合(見直し しなかった又は必要がなかった利用者数)	836	45	32	42	41	996
1 ヶ月当たりのサービス提供時間が減った利用者の割合	917	40	22	13	4	996

(3) 今回の改正・改定に対する事業者としての評価

回答事業所	牧(n)=1,222	ntt
評価できる(良くなった)	18	1.5%
<u>良くなった面もあるが悪くなった面もある</u>	<u>503</u>	<u>41.2%</u>
特に影響はない	103	8.4%
評価できない(悪くなった)	211	17.3%

(4) 介護報酬改定前と今回の改定後の収支状況

	回答事業所数(n)=1,218	ntt ntt
収益が増えた	188	15.4%
増収と減収が相殺され、大きな影響はなかった	362	29.7%
報酬改定の影響はあまりなかった。	160	13.1%
<u>収益が減った</u>	<u>513</u>	<u>42.1%</u>

(5) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)(複数回答)

回答事	業所数 <u>(n)=1,166</u>	_ ntt
通所介護事業を拡大したい	461	39.5%
	<u>740</u>	<u>63.5%</u>
通所介護事業は縮小していく	52	4.5%
その他の介護保険サービスに参入したい	166	14.2%

(6) 宿泊サービスの実施状況

回答事業所数	文(n)=1,219	ntt
宿泊サービスを実施している	131	10.7%
現在は実施していないが、今後実施を予定している又は検討している	99	8.1%
現在実施していないし、今後も予定していない	<u>990</u>	<u>81.2%</u>

3 通所介護 (回答事業所数:1,235事業所)

(2/2)

(7) 宿泊サービスの実施または未実施の理由 (複数回答)

「 実施している または 今後実施を予定、又は検討している」を選択した場合

回答事業	所 <u>数(n)=226</u>	_ ntt
<u>利用者または家族からの要望があるから</u>	<u>193</u>	<u>85.4%</u>
事業所(法人)の方針として	103	45.6%
収入の確保など、経営上の理由から	60	26.5%
他の事業所で実施しているから	26	11.5%

「 現在実施していないし、今後も予定していない」を選択した場合

回答事業所	<u>f数(n)=966</u>	ntt
利用者または家族からの要望がないから	141	14.6%
事業所(法人)の方針として	397	41.1%
<u>人材の確保など、困難な課題があるから</u>	<u>675</u>	<u>69.9%</u>
介護保険サービスではないから(介護報酬がない、法に基づかないため等)	240	24.8%

(8) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

回答事業所数	$\chi(n) = 1,207$	ntt
時間区分の変更などにより、これまでよりも利用者に適切な通所介護計画が 作成できるようになった	76	6.3%
<u>改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	944	<u>78.2%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>747</u>	<u>61.9%</u>
<u>細かな変更や要件設定が多く、現場の対応が大変</u>	<u>914</u>	<u>75.7%</u>
人材確保が以前より困難になった	494	40.9%

(9) 今回の改正・改定について、事業者が把握している利用者及び家族の評価

事業者に対し、今回の改正・改定に対する利用者及び家族の評価を尋ねたところ、「評価できる」とする意見として、「今までよりも長い時間利用できることが喜ばれている。」、「良くなった面もあるが悪くなった面もある」とする意見として、「滞在時間の延長により家族からは喜ばれる一方で、利用者の負担は増加傾向」、「評価できない」とする意見として、「利用時間の変更による生活リズムの変化が、利用者・家族とも負担となった」など、様々な意見があった。

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (回答事業所数:13事業所)

(1/2)

(1) 開設に当たって困難だったこと(複数回答)

回答事業所数	(n)=13	ntt
管理者の確保	1	7.7%
看護師の確保	2	15.4%
オペレーターの確保	9	<u>69.2%</u>
介護職員の確保	9	<u>69.2%</u>
連携先となる訪問看護事業所の確保	<u>11</u>	<u>84.6%</u>
利用者の確保	5	38.5%
事業所の確保	0	0.0%

(2) 運営に当たっての課題 (複数回答)

	回答事業所数 <u>(n)=13</u>	ntt
管理者の確保	2	15.4%
看護師の確保	6	46.2%
<u>オペレーターの確保</u>	<u>10</u>	<u>76.9%</u>
介護職員の確保	<u>12</u>	<u>92.3%</u>
利用者の確保	9	<u>69.2%</u>
運営経費の確保	1	7.7%
介護支援専門員(ケアマネ)との調整	4	30.8%

(3) 定期巡回における要介護度別の月平均訪問回数

	凹合爭業所数(N)=13	
	平均	_
要介護1の方	36	回
要介護2の方	43	回
要介護3の方	64	回
要介護4の方	84	回
要介護5の方	98	回

(4) 定期巡回における要介護度別の平均訪問時間(1回あたり)

	回答事業所数(n)=13
	平均
要介護1の方	27 分
要介護2の方	33 分
要介護3の方	28 分
要介護4の方	38 分
要介護 5 の方	41 分

(5) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)(複数回答)

回答事業所数	(n)=13	ntt
「定期・随時」事業を拡大したい	12	<u>92.3%</u>
現状維持	1	7.7%
「定期・随時」事業は縮小していく	0	0.0%
その他の介護保険サービスに参入したい	0	0.0%

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (回答事業所数:13事業所)

(2/2)

(6) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

回答事業所数	(n)=13	ntt
<u>改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	<u>8</u>	<u>61.5%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>10</u>	<u>76.9%</u>
細かな変更が多く、現場の対応が大変	5	38.5%

5 夜間対応型訪問介護 (回答事業所数:28事業所)

(1) 夜間対応型訪問介護事業所が行う定期巡回における要介護度別の月平均訪問回数

回答事業所数(n)=20

		<u>.</u>
要介護1の方	15	回
要介護2の方	18	回
要介護3の方	30	回
要介護4の方	53	回
要介護 5 の方	69	回

(2) 夜間対応型訪問介護事業所が行う定期巡回における要介護度別の平均訪問時間 (1回あたり)

回答事業所数(n)=24

平均	_
57	分
48	分
52	分
5.3	分

57 分

要介護 4 の方 要介護 5 の方

(3) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)(複数回答)

要介護1の方 要介護2の方 要介護3の方

回答事業所数	ጷ(n)=28	n tt
「夜間対応型」事業を拡大したい	6	21.4%
「夜間対応型」事業については、現状維持	<u>16</u>	<u>57.1%</u>
「夜間対応型」事業は縮小していく	3	10.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護に参入したい	<u>22</u>	<u>78.6%</u>
その他の介護保険サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く)に 参入したい	0	0.0%

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護への参入を想定した場合の課題 (複数回答)

回答事業所数	(n)=27	ntt
管理者の確保	2	7.4%
看護師の確保	7	25.9%
オペレーターの確保	<u>17</u>	<u>63.0%</u>
	<u>17</u>	<u>63.0%</u>
連携先となる訪問看護事業所の確保	14	<u>51.9%</u>
利用者の確保	4	14.8%
事業所の確保	0	0.0%
開設資金の確保	0	0.0%

(5) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

回答事業所数	(n)=27	ntt
<u>改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	<u>18</u>	<u>66.7%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>17</u>	<u>63.0%</u>
細かな変更が多く、現場の対応が大変	6	22.2%
人材確保が以前より困難になった	1	3.7%

6 介護老人保健施設 (回答事業所数:129施設)

(1/2)

- (1) 在宅強化型のサービス費・加算の算定状況
 - * 在宅強化型施設サービス費適用

適用 1 8 ÷ 全 2 4 4 = <u>7 . 4 %</u> (適用割合)

* <u>在宅復帰・在宅療養支援機能加算</u>(平成24年4月~9月に算定) 18施設 ÷ 全129施設 = <u>14.0%</u>(加算算定割合)

(2) 介護老人保健施設を利用する利用者数

平成23年10月(昨年)		
入所者数	10,839	人
短期入所療養介護	635	人



平成24年10月(現在)		
入所者数	10,936	人
短期入所療養介護	676	人

(3) 今回の改正・改定に対する事業者としての評価

	回答施設 <u>数(n)=129</u>	ntt
評価できる(良くなった)	6	4.7%
良くなった面もあるが悪くなった面もある	5 4	41.9%
特に影響はない	12	9.3%
<u>評価できない(悪くなった)</u>	<u>57</u>	<u>44.2%</u>

(4) 介護報酬改定前と今回の改定後の収支状況

	回答施設 <u>数(n)=127</u>	n t C
収益が増えた	10	7.9%
増収と減収が相殺され、大きな影響はなかった	26	20.5%
報酬改定の影響はあまりなかった	17	13.4%
収益が減った	<u>74</u>	<u> 58.3%</u>

(5) 今後の事業展開の意向(検討中も含む)

回答施設	数(n)=129	ntt
在宅強化型の算定を検討している。	14	10.9%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算の算定を検討している。	49	38.0%
介護老人保健施設事業の現状を維持する	<u>99</u>	<u>76.7%</u>
新たな介護保険サービス(居宅サービス)に参入する	7	5.4%
新たな介護保険サービス(施設サービス)に参入する	4	3.1%

(6) その他、今回の改正・改定の影響や問題点等(複数回答)

	回答施設 <u>数(n)=129</u>	ntt
<u> 改正・改定の詳細が示される時期が遅い</u>	<u>92</u>	<u>71.3%</u>
制度が複雑化し、利用者が理解できない	<u>83</u>	<u>64.3%</u>
<u>細かな変更が多く、現場の対応が大変</u>	<u>76</u>	<u> 58.9%</u>
 人材確保が以前より困難になった	48	37.2%

6 介護老人保健施設 (回答事業所数:129施設)

(2/2)

(7) 今回の改正・改定について、事業者が把握している*利用者及び家族の評価*

事業者に対し、今回の改正・改定に対する利用者及び家族の評価を尋ねたところ、「評価できる」とする意見として、「利用者の自立支援や機能向上につながった」、「評価できない」とする意見として、「施設にもっと長く留まりたい」などの意見があった。

7 保険者(区市町村) (回答事業所数:62保険者)

(1) 地域区分が変更されたことによる介護保険給付費への影響

回答保険	者数(n)=62	ntt
地域区分の変更により、昨年度の同時期と比べ、給付費が増大している。	<u>38</u>	<u>61.3%</u>
地域区分の変更により、昨年度の同時期と比べ、給付費が減少している。	0	0.0%
介護給付費への影響はほぼない。	15	24.2%
その他	9	14.5%

(2) 今回の地域区分設定に関する意見(複数回答)

回答保険	者数(n)=54	ntt
大都市の人件費を考慮した人件費割合となっていない。	14	22.6%
<u>物件費(土地建物取得費、賃借費等)の地域差が適切に</u> <u>反映されておらず、都の実情に応じたものとなっていない。</u>	<u>16</u>	<u>25.8%</u>
通勤・通学圏など住民の生活圏域を考慮した地域区分にすべきである。	6	9.7%
大都市圏として、東京都内は同一の水準とすべきである。	5	8.1%
その他	13	21.0%

[「] その他」を選択し、記述欄に「特になし」といった旨が記載している回答は、集計から外している。